

平成 30 年 4 月

遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 4 月 25 日（水） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 10 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案
報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

- 議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 議第 2 号 非農地証明願いについて
 議第 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
 議第 4 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
 議第 5 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 議第 7 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一			4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ			12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
3	渡会 健	11	榊原 一男				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一			南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
蕨岡	池田 龍介	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 4 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立して おります。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で、2 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご 挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>農作業の忙しい中、大変ご苦勞様です。 田んぼの方も先週あたりから天気が続いて耕起もはかどったように思 います。これから代掻き、田植えの作業に入りますが、怪我・事故には十分 気を付けて作業を行っていきましょう。 前にも一度話をしたことがあるかと思いますが、農業用ハウス等のコン クリート張りの件が与野党の賛成多数で可決されました。これは適切な農 業利用をし、栽培、生産を目的としたものかどうか、このことを農業委員 会が事前にチェックし、判断して許可するものです。あくまでも栽培が条 件ですが、守らないときは現状復旧命令を執行させることもできるとあり ます。中には悪質な可能性もありますので十分確かめなければなりません。 詳しいことは後々あると思いますので、その時に報告したいと思います。 それでは、総会に提出されました案件の慎重審議よろしくお願いいたし ます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定によ り、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署 名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ご ざいませんか。 〈異議なしの声〉 では 6 番川俣義昭委員、7 番菅原幸男委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に 基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理につい て、合計 9 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理と なっております。 番号 1 計 2 筆、2,256 m²</p>

	<p>番号 2 計 5 筆、6,966 m² 番号 3 計 15 筆、49,082 m² 番号 4 計 1 筆、135 m² 番号 5 計 11 筆、14,519 m² 番号 6 計 11 筆、16,444 m² 番号 7 計 1 筆、1,568 m² 番号 8 計 5 筆、9,036 m² 番号 9 計 6 筆、5,809 m² 以上 9 件、全て相続による所有権の取得です。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は 1 頁をご覧ください。 農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。 個別に説明いたします。 番号 1-1、1-2 から 3-1、3-2 は農地中間管理機構を介した契約となっております。</p> <p>番号 1-1、1-2 計 4 筆、11,868 m² 解約の事由は、自作のためです。 番号 2-1、2-2 計 1 筆、2,399 m² 解約の事由は、第三者に利用権設定のためです。 番号 3-1、3-2 計 16 筆、23,940 m² 解約の事由は、所有権移転のためです。 番号 4 計 1 筆、4,011 m² 解約の事由は、所有権移転のためです。 番号 5-1、5-2 この契約は、農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。 計 2 筆、2,535 m² 解約の事由は、所有権移転のためです。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 はじめに、番号 1-1 から 2-2 について審議いたします。 この件は、佐藤重一会長代理に関する案件ですので、佐藤会長代理は一時退席をお願いします。 (15 番佐藤重一委員 退席)</p> <p>番号 1-1 から 2-2 の案件につきまして、事務局からの説明に何か質問・</p>

	意見等がございますか。 (5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
5 番高橋正樹委員	1-1 について、補助金を返還してまで法人をやめたという理由が、もしわかれば教えていただきたいと思います。
議長	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	平成 28 年度に法人が設立され、その時に構成員となったわけですが、入る段階から入るべきかやめるべきか迷っておられました。そのような中で締め切りは迫ってきて、気持ちがまとまらないまま入ってしまったという状況でした。去年の夏くらいに、やはり抜きたいとお話がありました。理由は聞いておりませんが、同じ集落で法人の構成員となってらっしゃる方が少ないということも今回の決断につながったのかなと思っております。
議長	他にありませんか。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 1-1 から 2-2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 1-1 から 2-2 について、原案のとおり受理することに決定いたします。 退席されていた佐藤会長代理は着席願います。 (15 番佐藤重一委員 着席) ただいま議決いただきました案件以外につきまして、質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 3 以降の案件について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 3 以降の案件について、原案のとおり受理することに決定いたします。 次に、議第 2 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 3 頁、補足説明資料は 1 頁をご覧ください。 番号 1 計 1 筆、439 m ² 申請地は、平成 9 年に農地と認識しないで倉庫を建築し、以来 20 年ほど経過しております。 農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用が

	<p>できない状況です。現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。</p> <p>19日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、今井推進委員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>19日に現地調査を行ないました。基準書の3頁に位置図がありますが、集落内で堤防の脇という位置にあります。基準書の4頁に写真がありますが、上の写真は堤防から見た申請地で、下の写真は母屋側から見た申請地です。写真で見るとおり立派な倉庫や小屋等でほとんど埋まっております。農地に復元することは著しく困難と思われました。非農地証明することは妥当と考えてきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは次に9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>私も部会長と同じ意見です。この建物を解体して畑に戻してくださいとは言えませんので非農地として認めても問題ないと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に今井推進委員からも現地調査の報告をお願いします。(今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井 彰推進委員	<p>私も19日に現地を見ましたけれども、蔵、小屋など建っており、非農地として証明しても差し支えないと見てきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第2号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第2号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は5頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号1 計1筆、56㎡</p> <p>番号2 計1筆、30㎡</p>

	<p>この件につきましては、渡会委員に現地調査を行っていただきました。</p> <p>4月17日の報告では、譲受人に聞き取りを行い、今後耕作に向け管理していくとのことだったので問題はないということでした。</p> <p>番号3 計1筆、4,011㎡</p> <p>この件については川俣委員より現地調査を行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号3について、6番川俣義昭委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番川俣義昭委員	<p>先週、ほ場の方と譲受人にも話を聞いてきました。</p> <p>今までも譲受人が耕作してきまして、今後も継続していくようですし、現在も例年どおり作業に入っておりますので問題ないということで確認してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第4号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は7頁、補足説明資料は4頁と5頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による賃借権設定許可申請で、番号1については第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号2については、第3条第2項に掲げる不許可要件に該当しますが、第3条第3項の全ての要件を満たすため、第3条第1項の許可が可能と考えます。</p> <p>番号1 計1筆、2,399㎡</p> <p>期間は10年、単価は10aあたり17,000円で新規に設定です。</p> <p>この件については渡会委員より現地調査を行っていただきました。</p> <p>4月17日の報告では、問題ないとのことでした。</p> <p>番号2について、借人は農事組合法人ではなく一般法人のため、農地法第3条第2項の要件を満たすことができず、本来農地を取得することはできません。</p>

	<p>ただし、農地法第3条第3項の規定による条件をすべて満たすことで賃貸借契約を結ぶことができます。</p> <p>第3条第3項の要件は、</p> <p>①解除条件付の契約であること</p> <p>②地域との調和を守り、継続的かつ安定的な農業を行うと見込まれること</p> <p>③役員のうち1名以上が常時従事すること</p> <p>の3つです。</p> <p>また、第3条第3項の規定により許可をする場合には、第3条第4項の規定により農業委員会が市町村長への通知を行うこと、第3条第6項の規定により「毎年利用状況報告をしなければならない旨の条件を付ける」こととなります。</p> <p>以上の条件を満たしていることから許可できると考えます。</p> <p>番号2 計1筆、2,020㎡</p> <p>期間は10年9ヶ月、単価は10aあたり15,000円で新規に設定です。</p> <p>貸人は、今回申請のあった土地のほかにも、畑1筆を借人に貸しています。</p> <p>この件については、伊原ひとみ委員より現地調査を行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号2について、10番伊原ひとみ委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(10番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10番伊原ひとみ委員	<p>16日に現地調査に行ってまいりました。この地図では分かりづらくて、この辺り一带を確認してきました。全体的にきれいに耕されており、荒れているところは全くなかったので、農地的には全く問題ないと思います。</p> <p>借人の担当者と連絡を取りまして、話を聞いてまいりました。</p> <p>畑なのに単価が15,000円と高いことについて、灌水設備が整っているの、水管理代も含めてということでした。先ほど説明もありましたとおり、貸人は他にも借人に貸しており、周辺の借りている土地も15,000円で借りており、双方納得しているということでした。</p> <p>今は何も作付していませんが、秋から大根の作付を予定しているということでした。</p> <p>田んぼは農事組合で、畑は一般法人で借りていて、分けて借りているということでした。</p> <p>他の畑もきちんと作っているの、何ら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第4号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第4号 農地法第3条の規定による賃借権設定許</p>

	<p>可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 5 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 9 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 1 計 24 筆、47,563 m²</p> <p>今回の申請理由は農業経営の移譲のためです。</p> <p>これまで貸人が自身の所有地を管理していましたが、病気で施設に入居することになり自身で管理できない状況となったため、借人に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>現地調査については荒生委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、13 番荒生あや子委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>4 月 16 日に自宅に伺って話を聞いてまいりました。</p> <p>これまでは貸人が全て農地の管理を行っていましたが、病気をして施設に入居することになりまして、貸人が管理することができなくなりました。そのため、使用貸借権を設定し、土地改良区費の関係も含めて借人が管理を行うということでした。</p> <p>田んぼについては、部落の生産組合に相談したところ、部落の人も高齢のため引き受けてくれる方がおらず、減反の田んぼを管理していた方が、すべて豆ならばということで引き受けてもらうそうです。田んぼの草刈は自分で行うということです。</p> <p>畑の方は自家菜園程度に野菜を作るということでしたので、何の支障もないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 5 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 5 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による</p>

	農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は 11 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が 3 件、(2)利用権設定は新規設定が 3 件、再設定が 14 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 1 計 2 筆、2,551 m² 10a あたり 330,000 円、総額 841,830 円の売買による所有権移転です。 現地調査については菅原幸男委員より行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 2 計 2 筆、1,226 m² 10a あたり 300,000 円、総額 367,800 円の売買による所有権移転です。 この件については、鈴木一弥委員より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号 3 計 2 筆、2,535 m² 10a あたり約 295,857 円、総額 750,000 円の売買による所有権移転です。 この件については、会長代理より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>続いて利用権設定について説明します。審査基準書は 13 頁をご覧ください。</p> <p>(2)利用権設定</p> <p>番号 1 計 1 筆、1,937 m² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 13,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 2 計 1 筆、3,911 m² 期間は 11 ヶ月、単価は水利費込みで 10a あたり約 30,682 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 3 計 1 筆、5,961 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 4 計 1 筆、5,521 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 5 計 5 筆、17,498 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 6 計 1 筆、5,640 m² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 11,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 7 計 1 筆、5,640 m² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 11,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 8-1・8-2、9-1・9-2 は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。</p>

	<p>番号 8-1、8-2 計 14 筆、32,351 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 10,000 円で同一人と再設定です。 番号 9-1、9-2 計 1 筆、4,873 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 10,000 円で同一人と再設定です。 番号 10 計 5 筆、5,830 m² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。 番号 11 計 2 筆、817 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 21,000 円で新規に設定です。 新規に設定とした理由は、前回の契約は父が借り手でしたが、今回の契約から息子が借り手となったためです。 番号 12 計 8 筆、17,357 m² 期間は 3 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。 番号 13 計 3 筆、4,767 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 6,000 円で同一人と再設定です。 番号 14 計 12 筆、17,306 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。 番号 15 計 2 筆、3,759 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。 番号 16-1・16-2 は、農地利用集積円滑化団体を介した契約です。 番号 16-1、16-2 計 6 筆、5,040 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。 番号 17 計 2 筆、6,412 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 16,000 円で新規に設定です。 新規に設定とした理由は、子の件も番号 11 と同様、更新を機に借り手が母から息子に変わっているため「新規に設定」としています。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、7 番菅原幸男委員より現地調査の報告をお願いします。 (7 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番菅原幸男委員	<p>先週、現地を見てまいりました。 現況は大豆の作付後で、畦畔も草がきちんと刈られておりました。譲受人に買った後の予定を聞いてみますと、水稻か飼料用米を作付するということでした。譲受人は、現在 3ha あまりの水稻農家であり、規模拡大に意欲を示しておりますので、この件は問題ないと考えております。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 2 について、4 番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。 (4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>先週、現地を見て、譲受人に伺いました。 これまでも賃貸で畑を作っており、今回、買ってくださいと頼まれたので、元々作っていた兼ね合いから買ったということで、一所懸命畑を作っていますので何ら問題ないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 3 について、佐藤会長代理より現地調査の報告をお願いします。</p>

	(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤重一委員	事務局から買い手を探してくれと言われて、議第 1 号の借り手に行ってみたが買えないと言われてまして、農地利用集積円滑化団体を介した契約だったのですが解約しまして、前回の総会でも買っていただいた方に行ったら、並びなので作りますと。直播きをやってらっしゃる方で代掻きして種播ける状態ですので、何ら問題ないと思います。 以上です。
議長	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤重一委員	4 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	ただいまの事務局説明と現地調査委員からの報告に対し、何か質問意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を終了し採決いたします。 議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 7 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	議第 7 号についてですが、そもそもの事業概要について、若干説明いたします。 これは農地中間管理機構の特例事業という事業ですが、農地の流動化を加速的に推進するため、平成 7 年 2 月の基盤強化法の改正により創設された制度で、農用地区域内の農用地を買入協議制度によってやまがた農業支援センターに売渡した場合は、譲渡所得について 1,500 万円の特別控除が受けられるものであります。 所有者から農業委員会に対し、売渡しの申し出があった農用地について、農業委員会は、やまがた農業支援センターを含めた利用調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、やまがた農業支援センターによる買入れが必要と認めた場合、市町村長へ買入協議の要請を行います。これが今回の議案となります。 要請を受けた市町村長は、基本構想に照らし、やまがた農業支援センターの買入れが必要と認めた場合には、所有者にやまがた農業支援センターが買入れの協議を行う旨を通知します。 やまがた農業支援センターは、申し出をした所有者と買入協議を行い、協議が整えば買入れを行います。

	<p>やまがた農業支援センターは、買入協議に基づき買入れた農用地を効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者に売渡します。</p> <p>事業内容は以上のとおりとなります。</p> <p>それでは今回の議案について説明いたします。審査基準書は 13 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 計 16 筆、23,940 m²</p> <p>このたびの申し出について、やまがた農業支援センターの買入れが必要であると認められ、町長から渋谷さんに対して支援センターが買入れの協議を行う旨の通知をされるよう要請してよろしいかご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8 番菅原寛志委員	<p>分かりにくいんですけども、支援センターを通して売買するということですか。お金の動く時期もずれるわけですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>来月の総会で通常基盤法の所有権移転にかかることとなります。総会で議決いただきますと、支援センターが 6 月に所有者に支払う予定です。</p>
議長	<p>他にありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 7 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 7 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 3 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>